

目 次

第 1 号 6月12日(月曜日)

| | |
|------------------------------|---|
| 令和5年度下郷町議会6月会議会議録(第1号) | 1 |
| 議事日程第1号 | 2 |
| 開議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会議日程の報告 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 行政報告及び町長提案理由の説明 | 5 |
| 請願・陳情 | 9 |
| 散会 | 9 |

第 2 号 6月13日(火曜日)

| | |
|------------------------------|-----|
| 令和5年度下郷町議会6月会議会議録(第2号) | 1 1 |
| 議事日程第2号 | 1 2 |
| 開議 | 1 3 |
| 一般質問 | 1 3 |
| 星 輝夫君 | 1 3 |
| 玉川邦夫君 | 1 7 |
| 星 和志君 | 2 3 |
| 星 能哲君 | 2 9 |
| 休会の件 | 3 4 |
| 散会 | 3 5 |

第 3 号 6月16日(金曜日)

| | |
|--|-----|
| 令和5年度下郷町議会6月会議会議録(第3号) | 3 7 |
| 議事日程第3号 | 3 8 |
| 開議 | 3 9 |
| 報告第 1号 専決処分の報告について | 3 9 |
| (専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更 について) | |
| 報告第 2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費について | 4 0 |
| 報告第 3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについて | 4 1 |
| 議案第 5号 教育委員会委員の任命について | 4 5 |
| 議案第 6号 南会津地方環境衛生組合同規約の変更について | 4 6 |
| 議案第 7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更について | 4 7 |

| | | |
|-------------|---|-----|
| 議案第 8 号 | 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について…………… | 4 8 |
| 議案第 9 号 | 令和 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 2 号）…………… | 5 2 |
| 議案第 1 0 号 | 令和 5 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 5 2 |
| 議案第 1 1 号 | 令和 5 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 5 2 |
| | 日程の追加…………… | 5 8 |
| | 請願・陳情…………… | 5 8 |
| 議員提出議案第 1 号 | 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について…………… | 5 9 |
| | 散会…………… | 6 0 |

令和5年度下郷町議会6月会議会議録第1号

| | | | | |
|--------------------------------|------------------------|------------|---------------|-----------------|
| 招集年月日 | 令和5年6月12日 | | | |
| 本会議の日程 | 令和5年6月12日から6月16日までの5日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開議 | 令和5年6月12日 | 午前10時00分 | 議長 小玉智和 |
| | 散会 | 令和5年6月12日 | 午前10時36分 | 議長 小玉智和 |
| 応招議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 3番 佐 藤 勤 | 4番 山名田 久美子 |
| | 5番 星 昌彦 | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 |
| | 9番 湯 田 健二 | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 3番 佐 藤 勤 | 4番 山名田 久美子 |
| | 5番 星 昌彦 | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 |
| | 9番 湯 田 健二 | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 |
| 欠席議員 | なし | | | |
| 会議録署名議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 星 學 | 副町長 室井 哲 | 参事兼総務課長 湯田 英幸 | 総合政策課長 玉川 武之 |
| | 税務課長兼会計管理者 玉川 清美 | 町民課長 室井 節夫 | 健康福祉課長 佐藤 英勝 | 農林課長 只浦 孝行 |
| | 建設課長 猪股 朋弘 | 教育長 湯田 嘉朗 | 教育次長 湯田 浩光 | 農業委員会事務局長 大竹 浩二 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 荒井 康貴 | 書記 室井 徳人 | 書記 芳賀 沼崇正 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和5年度下郷町議会6月会議議事日程（第1号）

期日：令和5年6月12日（月）午前10時開議

開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 星 和 志

2 番 小 椋 淑 孝

日程第 2

会議日程の報告

日程第 3

諸般の報告

日程第 4

行政報告及び町長提案理由の説明

日程第 5

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

緑も深まり、農家の方々はお田植も終わり、一段落となったところでありますが、皆様方はいかがでしょう。本日より議会が始まりますが、6月会議に全員の出席でございます。大変ありがとうございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年度下郷町議会6月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、星和志君及び2番、小椋淑孝君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（小玉智和君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会においてお手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から6月16日までの5日間にする事で決定いたしましたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（小玉智和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に令和5年3月定例会から今会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人下郷町観光公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、本年6月から令和6年3月までの議会行事予定一覧表、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付してございます。

さらに、「一般質問答弁書」の取扱いについて（報告）、議会関係例規集ファイルについてもお手元に配付してございます。

次に、表彰状の伝達を行います。去る6月5日に開催されました県町村議会議長会定期総会の席上におきまして、小玉智和君が町議会議員として20年以上在職し、特別功労者として、また星輝夫君、湯田健二君が町議会議員として11年以上在職し、自治功労者として長きにわたり地方自治の振興に尽力されました。このご功績に対して表彰の榮譽に浴されました。誠にめでたうございます。この場をお借りしまして、議長及び副議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

まず初めに、副議長、演壇の前までお進みください。

12番、小玉智和君、演壇の前までお進みください。

○副議長（星輝夫君） 表彰状。

小玉智和殿。

あなたは、町村議会議員として、20年の長きにわたり地方自治の振興、発展と住民福祉の向上に尽くされ、功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年6月5日、福島県町村議会議長会会長、古川文雄。

以上です。おめでたうございます。

（表彰状授与、拍手）

○議会事務局長（荒井康貴君） 自席へお戻りください。

それでは、受賞されました小玉智和君よりご挨拶をお願いいたします。

○12番（小玉智和君） それでは、一言お礼の言葉を申し上げます。

このたびの福島県町村議会議長会より、議員在職20年のゆえをもって特別功労者として表彰を受賞し、ただいま副議長から伝達、授与されました。誠に身に余る光栄でございます。このたびの受賞は、町民の皆様、また先輩方、そして同僚議員の皆様方、歴代町長さんをはじめ、職員の皆様の日頃からの温かいご指導、ご支援、ご協力により表彰いただきました。心から感謝申し上げます。

この20年を振り返りますと、平成16年3月一般選挙で議会議員として初当選し、以来甲子道路開通、東日本大震災、さらには新型コロナウイルスの感染症の世界的な拡大と大変痛ましい問題もありましたが、町民の皆様の生活や福祉向上のために議員として関わりができたことに対し、深甚なる感謝の意を表する次第であります。

今後は、町民の幸せ、町の振興、発展を忘れることなく、議員活動に専念してまいりたいと思っております。どうか今後とも温かいご指導、ご支援を心からお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、議長、演壇の前までお進みください。

11番、星輝夫君、演壇の前までお進みください。

○議長（小玉智和君） 表彰状。

星輝夫殿。

あなたは、多年にわたり、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年6月5日、福島県町村議会議長会会長、古川文雄。

代読。おめでたうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（荒井康貴君） 受賞者は、一度自席にお戻りください。

続きまして、9番、湯田健二君、演壇の前までお進みください。

○議長（小玉智和君） 表彰状。

湯田健二殿。

あなたは、多年にわたり、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年6月5日、福島県町村議会議長会会長、古川文雄。

代読。おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（荒井康貴君） それでは、受賞されました星輝夫君よりご挨拶をお願いいたします。

○11番（星輝夫君） ただいま11年という議員の在籍ということで表彰を受けました。これには元議会議員の先輩方のご指導、また同僚議員の励まし、また役場職員の皆さん方にはご協力していただきまして、誠にありがとうございました。今後ともご指導、そして協力、新たにお願ひいたしまして、私の御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（荒井康貴君） 次に、受賞されました湯田健二君よりご挨拶をお願いいたします。

○9番（湯田健二君） 今回の自治功労の受賞に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私、町議会議員11年以上在職のゆえをもちまして福島県町村議会議長会より自治功労の表彰の栄誉をいただきました。誠に感謝、感激に堪えない次第でございます。これ全て町議会議員はもとより、町執行部の皆様並びに関係各位の長年にわたる格別のご指導、ご鞭撻のたまもので衷心より厚く御礼申し上げます。栄誉の本日を契機といたしまして、町勢発展のため、より一層精進いたしたいとの覚悟しております。皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。極めて簡素でございますが、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（荒井康貴君） 以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び町長提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年度下郷町議会6月会議の開催に当たり、議員各位におかれまし

では、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告3件、議案7件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、町議会におかれましては、小玉智和議長が去る6月5日に福島県町村議会議長会副会長に就任されました。今後ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、議会と行政が一体となり、町民の皆様の負託に応え、未来創生交流のまちを築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さらに同日、福島県町村議会議長会自治功労者表彰、特別表彰を小玉智和議長が、同功労者表彰を星輝夫副議長並びに湯田健二議員が受賞されました。受賞者各位におかれましては、その功績が高く評価され、受賞されましたこと、誠におめでとうございませう。この場をお借りしまして、これまでの多大なるご功績とご苦勞に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、今後ともその豊かな経験を基に、町勢進展のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和5年第1回定例会以降の町の動静についてお伝えします。新型コロナウイルス感染症の動向について、心配されたゴールデンウィーク後の感染拡大も大きな変化はなく、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に伴い、社会経済活動の回復に向け、少しずつ前進している機運がうかがえます。こうした中で、4月30日には三町一村消防団春季連合検閲式が挙行されました。各町村の団員約900名とポンプ自動車30台が集結し、連合検閲式としては5年ぶりの開催となりました。

27日には、東日本大震災以降、放射能の関係で出荷制限となっていました野生キノコ、ムキタケが出荷可能となりました。これは南会津農林事務所と連携を図り、約1キログラムの検体を合計60個以上採取し、全ての基準値をクリアしたものであります。町内野生キノコは初の解除であり、地産地消における明るい話題となりました。

5月に入りまして、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行され、国が新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することを受け、町でも8日に対策本部会議を開き、廃止とすることを決定しました。なお、対策本部会議は廃止となりましたが、今後も感染状況等の動向を注視し、必要があれば対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

13日には、旭田小学校及び檜原小学校で、20日には江川小学校で運動会が開催されました。令和元年から4年ぶりに来賓を迎え、にぎやかに行われました。

21日には、戸赤地区の献穀田にて献上米の豊作を願う御田植式が行われました。献穀者は星隆雄氏で、本町からは14年ぶりの選出となりました。秋には福島県オリジナル品種の里山のつぶが黄金色の稲穂となり、豊作となることをご祈念いたします。

27日には、小野岳山開きが行われ、昨年引き続き神事の実施の中、約50名の方が登頂しました。シーズン中、登頂者で希望される方には記念バッジと登頂証明書が贈呈されます。

翌28日には、観光公社主催の100万年ウォークが開催され、昨年を上回る360名の申込みがあり、会津鉄道や各小学校などの多くの関係機関の協力を得て盛大に開催されまし

た。

それでは、提案理由について、本会議にご提案申し上げます報告3件、議案7件のご説明を申し上げます。報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について）でございますが、当組合の構成団体、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し、当組合から脱退したことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少したため、所要の変更を行い、またその他規定についても併せて整理するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議決により指定された専決事項について令和5年5月24日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。民生費では、子育て世帯臨時給付金事業、農林水産業費では水利施設等保全高度化事業（空沢堰）及び林道改良事業（林道大峠線）、商工費では新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券事業、土木費では道路改良事業（町道落合左走線）、合わせて5事業で6,281万9,200円を令和5年度に繰り越したものであります。

報告第3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。内容につきましては、教育費におけるPCB廃棄物処理事業において、年度内の事業完了が困難となったことから、6万1,600円を令和5年度に繰り越したものでございます。

議案第5号 教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員のうち、白石光史氏の任期が本年6月23日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、ご提案を申し上げます。白石氏は、教育委員会委員として、平成19年6月24日から現在まで4期16年にわたり、その卓越する職権で職務を全うしてこられ、その間平成25年10月31日から平成27年3月31日までは教育委員長、そして現在は教育長職務代理者として教育行政の進展にご尽力をいただいております。また、同氏は、書家として町内小中学校の特別非常勤講師を務められるなど、教育、芸術、文化に関し深い造詣をお持ちの方であります。このことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第6号 南会津地方環境衛生組合同規約の変更についてでございますが、平成24年4月に田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の両組合が統合され、南会津地方環境衛生組合が設置されました。その際、西部クリーンセンターに存する旧焼却炉の撤去は新組合で撤去することとなっており、その撤去に係る経費の負担割合は当該組合同規約第13条第2項ただし書により、南会津町と只見町が負担することとなっておりました。当解体工事が令和4年11月に完了いたしましたので、撤去に係る経費の支弁方法の条文を整理し、また同規約第13条第3項に火葬場を新たに建設するときについても組合、町で

協議することを定めるため、南会津地方環境衛生組合理約の変更を行うものであります。

議案第7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、持続可能なまちづくりを実現するため、し尿処理施設整備事業の追加、そのほか文言の整理を行い、本計画を変更するものであります。

議案第8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税について現下の経済情勢等を踏まえ、環境性能割の税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずるほか、令和6年度から森林環境税が個人住民税に上乘せして課税されることにより、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億8,928万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、南会津地方環境衛生組合施設整備事業に係る過疎対策事業債等の財源内訳の補正、デジタル手続法に基づく戸籍システム改修に要する経費や大松川地区土地改良事業に係る相続財産管理人の選任申立てに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては人事異動等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。歳入でございますが、繰入金のおきまは、森林環境交付金基金繰入金におきましては、森林環境交付金事業における財源内訳の補正、町債の過疎対策事業債におきましては、議案第7号に関連する南会津地方環境衛生組合施設整備事業に係る財源内訳の補正を行っております。

歳出につきましては、総務費でございますが、総額で56万4,000円を減額するものであります。戸籍住民基本台帳費では、デジタル手続法に基づく戸籍システム改修経費を286万円計上しております。

農林水産業費でございますが、総額で289万8,000円を増額するものであります。農地費におきましては、大松川地区土地改良事業に係る相続財産管理人の選任申立てに要する経費50万8,000円を計上しております。

公債費でございますが、総額で14万4,000円を減額するもので、平成24年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより、元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしております。

議案第10号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,099万円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、国民健康保険税及び国民健康保険事業費納付金の本算定並びに職員の人事異動に伴い、予算の整理を行うものであります。

議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額の変更はございません。補正の概要でございますが、今補正につ

きましては、廃棄物処理手数料を増額補正し、契約締結業務における科目において調整するものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第5 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 日程第5、請願・陳情を議題といたします。

この際、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は6月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。（午前10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年度下郷町議会6月会議会議録第2号

| | | | | |
|--------------------------------|------------------------|------------|---------------|-----------------|
| 招集年月日 | 令和5年6月12日 | | | |
| 本会議の日程 | 令和5年6月12日から6月16日までの5日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開議 | 令和5年6月13日 | 午前10時00分 | 議長 小玉智和 |
| | 散会 | 令和5年6月13日 | 午後0時00分 | 議長 小玉智和 |
| 応招議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 3番 佐 藤 勤 | 4番 山名田 久美子 |
| | 5番 星 昌彦 | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 |
| | 9番 湯 田 健二 | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 3番 佐 藤 勤 | 4番 山名田 久美子 |
| | 5番 星 昌彦 | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 |
| | 9番 湯 田 健二 | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 |
| 欠席議員 | なし | | | |
| 会議録署名議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 星 學 | 副町長 室井 哲 | 参事兼総務課長 湯田 英幸 | 総合政策課長 玉川 武之 |
| | 税務課長兼会計管理者 玉川 清美 | 町民課長 室井 節夫 | 健康福祉課長 佐藤 英勝 | 農林課長 只浦 孝行 |
| | 建設課長 猪股 朋弘 | 教育長 湯田 嘉朗 | 教育次長 湯田 浩光 | 農業委員会事務局長 大竹 浩二 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 荒井 康貴 | 書記 室井 徳人 | 書記 芳賀 沼崇正 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和5年度下郷町議会6月会議議事日程（第2号）

期日：令和5年6月13日（火）午前10時開議

| | | |
|-----|---|------|
| 開 | 議 | |
| 日程第 | 1 | 一般質問 |
| 日程第 | 2 | 休会の件 |
| 散 | 会 | |

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

今日は、一般質問であります。4名の方が質問いたします。質問応答は45分でありませんが、時間は十分でございますので、十分に使って行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。

なお、今回2項目でございまして、1つ目に一般質問及び定例会後について、2つ目に地域計画策定に伴う座談会について、この2点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

まず初めに、1番、一般質問及び定例会後について、現在は演壇にて一括質問、一括答弁となっており、持ち時間は約45分となっています。また、議長より一括答弁は簡潔との説明もあります。3月の定例会で、私の一括質問時間が約4分半、町長さんの一括回答時間が約25分でありました。先日の定例会を傍聴した町民より、答弁が長過ぎるとのご指摘を受けられました。限られた時間の中で町民の声を代弁し、再質問などにより議論を活発化、よりよい方向へ調整していく、そういう一般質問の進め方が最善と考えます。今後の一般質問を実りあるものにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、地域計画策定に伴う座談会について。令和5年4月からの集落座談会、制度の説明が開催されます。この座談会は、本町の全地区が対象なのかお尋ねいたします。地域計画書の作成が今後行われると思いますが、既に限界集落となり、5年後、10年後の地域計画案の作成すらできない地域もあると思います。そういった地域をどう考えているのか、当局の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員のご質問について、1点目の一般質問及び定例会後についてでございますが、今回の質問内容につきましては、議場内での議事運営に関することであり、議長の権限に属するものと考えております。また、下郷町議会会議規則第61条では、一般質問は町の一般事務について行うということで規定されており、私の答弁に関しても議長の議事整理の下、限られた時間の中で議員及び町民の方々へ丁寧な、そして詳細な説明を常に念頭に置きながら行っておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

なお、一問一答方式の導入の際は、私は議案提案の一括質問、一括答弁の後、一問一答方式、要するに一括質問、一括答弁の後、一問一答方式へ移行する現在の方法より、1 題目から一括質問、一括答弁をせず一問一答で行う方式が町民の皆様に対しても、より分かりやすく開かれた議会となり、議論が活発化され、その効果が期待できるのではないかと考え、議会に対してご提案させていただくことを申し添えておきます。

次に、大きな2点目の地域計画策定に伴う座談会でございますが、議員おただしの座談会の対象区域についてでございますが、現時点で刈林、野際地区は農地の筆数が極小であることや、新開地区につきましては地区の総意として今後耕作者の見込みが立たないという、いう理由により、この3地区を除く全地区を対象に集落座談会を実施してきたところでございます。座談会対象となりました地区におきましては、地域計画の策定を希望しない地区もございましたが、このたびの国の法改正に伴う制度改正の中で、今後の農林水産省関連の補助を受ける場合は、市町村や地区、農業者とも地域計画の策定が条件とされることとなり、各地区の現状を鑑みますと、先ほどの3地区以外は全ての地区で策定していく必要があると考えているところであります。

議員おただしのとおり、高齢化等により、農地の維持そのものも困難で、国で示すような計画策定ができない地区も多数あることは承知しております。しかしながら、農業用水などの農業施設において改修等が必要な地区は、今後国や県の補助金なしでは財政的に困難になることが想定されます。さらに、この農業用水路は生活用水路と重複している地区も多く、今後の改修や改善等が生じた場合には、農林水産省関連の事業で行う必要がございますことから、そのためには地区計画の策定が必須となっております。この地区計画は、地域の皆様の声、話し合いによって作成されるものでありますが、地域の事情も考慮し、そして国や県で認められる計画となるよう、町担当部局や農業委員会、そして県などの関係機関とともに協力して、地域の皆様と一緒に計画策定に臨んでいきたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の一般質問及び定例会後についてでございますけれども、先ほど町長さんが言ったように、今従来の方式と違っております。一問一答方式となっております。そこで、私、3月の一般質問で掲示板を見ました、時計の掲示板。持ち時間が無いと不安を感じたのですけれども、何とか質問、再質問できました。そこで私が一般質問することによって、行政側と議論し、その中で下郷町の住む町、そして豊かな町になるようにと、そのために一般質問しております。先ほど町長さんの答弁の中で、深みのある一般質問したいと言われたのですけれども、その深みというのは具体的にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番の星輝夫議員の再質問にお答えしますが、11番の3月議会の際の一般質問は3項目あったのです。1つは、国道118号線に伴う整備や要望活動などの種の一般質問。2番目は、消防団の運営関係と保障関係、町は消防団員が少なくなっているのに、どうするのかという質問。3点目は、学校の児童数が少なくなっているからどうするのだということを3問聞かれた、間違いありません。その3問の中で1問と割り振れば8分30秒なのです、回答が。8分30秒で約25分なのです。ですから、議論を活発化して町をよくするという事になれば、私が言っている一問一答方式で、1問をしたら1問答えると、そういう議論をしないと、最初3問質問して3問お答えすると、1問目については、もう16分か20分ぐらい過ぎてしまうのです。そうすれば、議論が進まなくなる場合もある。私は、ですから提案していたのです。一問一答方式では、1問の質問があれば1問答えていくと、また2問の質問が出たら2問の質問で答えていくという議論の進め方のほうが11番議員の言っていることになるのでしょうか。そういうことを私は望んでいたのです。ですから、それをご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君、再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 再質問ではないのですが、私の要望等を言わせていただきます。答弁はなくて結構でございます。

この定例会後になっておりますけれども、この議場というのは我々議員同士が会議をする場であると思っております。この場というのは、神聖な場というのは、我々が議員になっている資格があるからだと思っております。その中で、休憩中や定例会後でも罵声、恫喝的な言葉を発する時があった場合には、事務局の適正な対応を取るようにひとつよろしく願いいたします。

それでは、2番目に再質問させていただきます。地域計画策定に伴う座談会についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で3地区、座談会がないという答弁がありました。そこで、ある地区では2回の座談会を開催しております。また、3回目に向けて今進んでいるところでございますけれども、1回目の座談会の際に、冒頭に水回り、防火用水路、その要望出ている事項に対しては計画書を立てないといけなと言われました。しかし、もう何年も前から水田作っていないです。それは後継者がいない、そして有害鳥獣に荒らされて実がならない、そういったところに計画書を立てなさいといつても私は無理だと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君、1つの要望について通告外のことで質問しておりますので、お気をつけてください。

それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 私も一般質問の関係についてもっと議論したいのだけれども、それで終

わってしまったというのは残念です。だから、そういう点は今までの一括質問、一括答弁よりは、一問一答式である1問で議論する、それで終われば次の議論をするということにしないと、私はいい議論が進まないと思う。ですから、それは議員の皆様で決めたことですから、皆さんで考えていただきたい。

次に、地域計画に伴う座談会のことでございますけれども、やはり防火制度だとか、そういう水の用水路及び生活用水路なのですよね。ですから、そういう施設を造る場合に、町単独事業で造るということになると費用面で非常にかかってしまうと。あるいは費用がかかり過ぎる場合は、起債を受けて事業を進めなければならないと、こう思います。今11番で質問している場所については、国の補助事業を入れて用水路の、あるいは生活用水の水路を直そうとしているのです。ですから、そういうことも小さな集落で大切なもの、水が一番大切です。そういうものを国の補助で、あるいは県の補助でやっていくということが今地域計画の一番やっていく必要がある。今までの人・農地プランと同じなのです。それが法律で地域計画に変わっただけなのですから、それをよくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

今補助金で国、県のほうから補助ということがあったのですけれども、水路、もし火災になった場合には、初期消火、火を消さなくてはいけない。国、県の補助を待っていて間に合うのかなと私は思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今違うところに議論がいつてしまって、質問をしようとするところの問題から外れていると思いますけれども、一応火災になった場合の補助がつくまでということではなくて、国も予算措置がある、県も予算措置がある、町も予算措置がある。そうした順序を踏まえてやっていくことが一番大切。火災については、火災が起きた場合、最善の努力を消防団と町がやっていきますので、安心していただきたいと思いますが、ただ地域によっては消火活動が遅れる場合もあるし、そういうことも問題が生じると思いますが、そういうことが質問として出されましたので、質問の内容とは違っておりますけれども、そういうことを考えてやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君、再質問ありますか。

○11番（星輝夫君） それで、水路の改修、補助金制度と要望と言ったのですけれども、何年か前に県のほうで水路関係の改良工事を行うという、そういったことがありました、現に。そういった制度が今はないのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 私が答えるまででもないのだけれども、今そういう制度があつて、順番待ちと同じなのです。ですから、もう少し時間がかかるかもしれませんが、申請はして、承認をいただいております。ですから、ちょっと時間がかかるかも分かりませんが、水路整備はする予定でございますので、ご了解願いたい。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（星輝夫君） 答弁ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありますか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 6番、玉川邦夫です。通告どおり一般質問をさせていただきます。

大きな柱の1つです。在宅介護の課題についてでございます。高齢化、核家族化の進行に伴い、高齢者のみの独居世帯の増加、それに付随する介護力の低下、さらには雪国ならではの高齢者への支援等、町行政にとっては多くの課題対応に迫られていることは言うまでもありません。老老介護という言葉が飛び交い始めて久しくなります。当初は老人夫婦のことと思っていました、近年は100歳の親を80歳近い子供が介護するという状況は当たり前ようになってきているのです。町総合計画では、在宅介護を支援するため介護用品の助成を行い、家族介護の負担軽減に努めますという施策を掲げています。ぜひ住民に寄り添った在宅介護の支援事業を進めていただきたいと思います。

そこで、私も在宅介護をしている一人として、高齢者がさらに安心して住みやすいまちづくりのために、幾つかの課題解決に向けての方策を考えていく上で町長に以下の3点ほど質問いたします。

1つ目、近年介護施設が充実してきている中で、在宅介護のデメリットだけに目を向けがちですが、自宅で介護するにはどんなメリットがあるのだろうという視点で前向きに在宅介護を捉えていくことも大事なかもしれません。町長は、メリット、デメリットについてどう考えられるかお話ししいただきたいと思います。

また、本町では近年認定介護者の数が減少しているようでございます。介護予防の成果とも捉えられるし、私はまだまだお世話にならなくてもいいと認定を受けない方が多い結果とも言えるが、どのような要因があると考えられているのかお聞かせください。

2つ目、様々な家庭事情を抱えながら在宅介護をされている家庭は年々増加しつつあります。そうした状況の中で、関係機関、主にケアマネジャーさんと行政がこの家族にとってのよりよい介護の在り方など具体的な情報交換の場を持たれることはあるのでしょうか。

実例として、本人に入浴を勧めるのですが、体を拭いてもらっているから大丈夫だと家族のほうから拒否されるため、衛生管理に苦慮されているという話を耳にしました。まさに第三者の介入が必要になってくるケースと思われませんが、こうした現状をどう対応してあげるべきなのかお考えをお尋ねします。

3つ目、自治体独自の介護サポートとして次の3つがあると言われていています。1つ、家族介護慰労金制度、2つ目、紙おむつ等助成金支給制度、3つ目、福祉用具購入費の支給、その中で今後見直していきたいとしている政策がありましたら、具体的にお聞かせください。

また、2021年、厚生労働省は高齢者が気軽に交流、外出できる通いの場の充実を挙げました。ぜひこうした活動にも行政からの助成をお願いしたいのですが、考えておられるのか伺います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

増えつつある在宅介護の課題についてでございますが、まず1点目のご質問の在宅介護のメリット、デメリットでございますが、これについては介護する側、される側の個別的な事情によって変わってくる部分があるのではないかと捉えております。住み慣れた我が家での在宅介護を最優先とした高齢者がいる一方、同世代との交流やきめ細かなサービスに重要性を求める高齢者もおりますので、私の立場から一概にメリット、デメリットをお示しすることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

また、認定者数の減少の要因でございますが、全国的には団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降に高齢者人口のピークを迎えると予測されている中、本町の高齢者人口は先にそのピークを迎え、今後は減少傾向に転じていくと予想しており、介護予防事業の効果も相まって介護認定者数が減少しているものと推測されます。

次に、2点目の第三者が介入することが必要なケースの対応につきましては、ケアマネジャーをはじめとする関係機関から相談があった際に、ケース会議を実施し、不適切な事例や虐待が疑われる場合については、必要に応じて対応しております。

次に、3点目の自治体独自の介護サポートでございますが、介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査により把握したニーズを踏まえながら取り組んでおりますが、今年度策定を予定している第9期介護保険事業計画では、社会情勢の変化に応じ、そのニーズにマッチした事業計画となるように努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、通いの場の支援については、要望があった集落に職員が出向き、介護予防やレクリエーションなどの講習を行う、らくらく介護予防教室により一定の効果を得ていると感じておりますが、今後は持続的な取組となるよう、自立に向けた支援についても検討する必要があると考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

今回から執行部のほうから一問一答の答弁の回答の用紙を頂いており、事項が既に述

べられていて大変参考になりました。これを基に、もう少し掘り下げていきたいなというふうに思っております。

1つ目ですが、認定者の減少要因、この3月に頂いたものがベースになるわけですが、それほど減少というふうに私も捉えなかったのですが、決して増えていないというところに目をつけさせていただいて、ちょっとデータを見ますと、97ページにあるのですが、要介護の認定者が462人、これ私の数字的なもので間違いはないかどうか、これは20人減っているわけです。介護予防受給者、いわゆるサービスをいただきながらという受給者になるかと思うのです。失礼しました。居宅介護予防の受給者になりますか、これが220名、あと地域密着型94、施設介護サービス事業者、これ施設介護っていわゆる老人ホームとかそういう専門のところになるのかなと思うのですが、115名、全体的に25%、これの数字は間違いはないかなと思うのですが、私の今回の質問のテーマは町執行部でも計画に出しております在宅介護を支援するために、とにかく実態を把握しておかなければならない。どういうところに住民はお困りなのか、あるいはこうしてほしいというのがあるのかなのか、あるいは介護には様々なケースがあるのは本当に承知しております。個人情報ですので、それはなかなか表にはなっていませんけれども、そういう状況に応じた介護政策を町はサポートしているというふうに解釈しておりますが、中には老老介護についてはもう一般用語として承知していると思うのですが、最近の中では認認介護、多分もう町長さんは勉強されているので、ご承知かと思うのです。認認、認定の認です。いわゆる認知なのです、別な言葉でいうと。夫婦同士で軽い認知の方が認知の奥さんを介護するという、そういうパターンも把握しなければならないのです。これは専門である施設の方々のサポートを受けながらだと思うのですが、町行政もそういうのを、ただ在宅介護しているというのではなくて、どういう実態になっているのかと、そんなことを常に念頭に置かないと、今まで一般的ないわゆる在宅介護では非常に課題は大きいというふうに思います。

そこで、やっぱりお考えを聞いたかったのは、メリット、デメリットという言い方、表現は悪かったのですが、町長さんがやっぱり在宅介護を進める上で、どういう予算があるというか、町はここに力を入れるわけですので、専門の養護センターとは違うわけで、その辺をこういう予算があるよ。こういうのはないけれどもではない、こんな予算があるからぜひ安心して認定を受けたいという、そういうためにも町長のメリットというかを今の思いつきではなくて、失礼な言い方ですが、お考えのところをお聞かせいただきたい、これまず1点です。

○議長（小玉智和君） それでは、この件は課長でいいですか。町長、答弁しますか。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの6番、玉川議員についてのお答えをします。

在宅介護をされている皆さん、本当に毎日大変だと思います。私はそれは十分に認識しています。私の親もそうでしたので、在宅介護をしていました。これは、議員の皆さんだって十分承知しているはずですが、そのためにはどのような介護の方法がいいのか、やり方がいいのかと、町としてやるべきことはどういうものなのかということが下郷町

の高齢者福祉計画、介護保険事業計画で令和3年から5年までつくっている。ですから、最初に答弁した中で、今年度の策定を予定している第9期介護保険事業計画は、社会情勢の変化に応じ、そのニーズにマッチした事業計画となるよう努めてまいりたい、こう思っております。

介護制度が始まって、27年ぐらい経過している、28年目に入りました。若い人が高齢者を支えていく制度、国の制度、これが始まったのが2000年の年からなのです。40歳から64歳まで、介護に対しての拠出金を出していただいて、国と個人で介護をしていこうということです。それが始まって、また65歳以上から75歳までの期間を介護保険の特会で事業を進めているのです。そうした行政の進め方については、私はメリットがあったと思います。ですから、この制度が続いている限り、高齢者になっても安心して施設に入ったり、介護していただく、在宅介護もデイサービスもできるようになったのです。

しかし、始まった頃は介護認定は分かれていなかったのです、1から5なんて。ですから、施設に入りたいという人は施設に入れた時期もあった。国の助成が50%ですから、私も我もと介護施設を開設した。それによって、介護会計が苦しくなってしまったというのが現状、これはデメリットです。そうした大きな国の制度も考えながら、今度の第9期介護保険事業計画は社会の情勢、変化に応じた事業計画となるように努めてまいりたいと、こう思いますので、よろしくご理解ください。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。今の件について、9次ですか、見直しというか、それがあるといのは私も聞いておりました。その内容については後で触れさせていただきたいと思ったのですが、今触れたいと思います、せっかくですから。

これは（3）番の質問になるところが多いと思うのですけれども、順序不同ですけれども、自治体として非常にかつては苦慮された50%というのも出ました。今は介護保険というのが非常に便利になっていて、これがなかなか健康な家庭であれば伝わってはいないと思うのですが、私も親の介護をするようになって、有効に使わせてもらっている。年間4とか5度の認定をいただいていますので、三十数万円、その保険でいろんな風呂に入ったり、ショートステイをやったり、おむつは町なのですけれども、いろんな思いの介護ができるというか、それは本人だけではなくて、さらに同じように苦労しているのは介護しているほうなのです。要介護者でなくて介護をしている人、この疲労というのは大変だと。町長さん自らも体験されているわけで、この方への骨休みといいますか、負担にならないような関わりも介護保険の中では盛り込まれているということも今お聞きしましたし、私も勉強している中で大変感じております。

自治体で介護サポート、3つあるというふうに私は言われているので捉えました。家族介護慰労金制度、これはなかなか分かりにくい、法的に。ただ、これが実際にやっていない自治体のことですので、こういうのをやってもいいよと、全く介護保険を使わないで頑張っている家庭なんかには、1年間の中で10万円とか十二、三万円、これ各自自治体にあるのですけれども、最近はこの廃止しているというニュースもあります。

それから、福祉用具購入費の支給、これなんかも使えばいいのでしょうかけれども、3あるいは4度の認定をもらって、もう施設に入ってしまったら、なかなか金がかかるところなのですけれども、そういうことでどのぐらい購入の支給率が出ているのか、私もちょっと把握していません。

紙おむつは、皆さん、誰でも承知しているように、大変これが大事な部分で、毎月4,000円とかありますけれども、この辺の改善はこれからだということですが、何かこの辺に視点を向けた本町のやる施策というか見直しは今、町長どのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今ただいまの3点目の質問の中身であります、後から利用度合いの利用人数だとかそういう部分は課長に答弁させますけれども、要するに3番目も第9次の介護保険事業計画では検討されるべき問題であろうかと私は考えますけれども。

それから、介護保険制度というのは、お金がかかると介護料金が上がるシステムになっているのです。だから、これを抑えるための考え方もしなくてはならない。介護、介護、介護と、福祉事業に介護制度を入れれば当然介護の金額が、予算が多くなって、その予算をどうするかといった場合には、皆さんから負担するような制度になっていますので、そういうことになっていますから、私は介護料は今年度は、5年度は見直しはしないという方針で考えて、この前の保険の協議会の諮問を受けた際にもそういう考えでお話をして、説明はしているわけですが、今後どうしようかということになれば、その点も踏まえて考えていく必要があるかと思えます。

なお、やはりそういう介護慰労金制度や紙おむつ制度について、福祉用具購入費の支給については、今までの8期の計画の中にも入っていますから、十分に措置して支援しているという感じは受けていますけれども、なかなか施設に入ることができない、要するに待機介護者が下郷町でもいるのです。ですから、自宅介護をしなくてはならないことになっておりますので、その辺も皆さんに分かっていただき、施設がいっぱいなので、今入所者まで。ですから、介護の3、4、5の人たちも待っているような状態になっている。そういう状況ですので、何とかそういうことにならないようにしたいですけれども、これは自然現象によっての入所対象になりますので、そういうことも考えていただいて、ご理解いただければと思いますけれども、ぜひサポートしていく上での皆様の意見を聞きながら、9期の計画は策定すべきだろうと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 次に、2番目のところの質問でありますけれども、こういう実態が出ていると。第三者の介入、まず1点は私の事例として文章化したもの、この実態は町で把握されているのか、あるいはこういうのって定例的に、いわゆる関係機関、専門の方々との連携のためにどういう実態だかは把握されていると思うのですが、この実態に

については把握されているのか、まずお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

担当課長、それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま6番、玉川邦夫議員からご質問をいただきました第三者が介入する必要なケースの対応ということで、ご質問のありました入浴を拒否するような事案の個別のケースについては、先ほどの人数の場合ですと、認定者数460人ほどいらっしゃいまして、1件1件のケースについては申し訳ございません、今この場でお話しすることはちょっとできないのですが、例えば不適切な事例ということで、虐待の一步手前ですか、そういった部分については担当するケアマネジャーですとか、担当しないケアマネジャー等が集まりまして、年に四、五回ほど個別のケースの実例を持ち寄りまして、どういったケアプランを組み直して、適切な方向に持っていったらいいのかというふうな勉強会は毎年繰り返し、繰り返し行っております。そちらのほうでも仮に対応できないような、いわゆる虐待というふうな部分になりますれば、個別の関係者を集めたケース会議を行いまして、必要に応じて対応しているような内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） その辺私も知らない点の答弁でありまして、ありがとうございました。

我々介護をしていて一番大変なのは3つやっぱりあるのです。自分のことも思い出しながらですけれども、まず食事を食べさせると。本当に寝たままという方もいるだろうし、うちの場合は車椅子で大丈夫ですけれども、あともう一つは、排せつです。人間でするので、食べる、出すという。そして、もう一つは、勉強しますと、お風呂に入るといふのはとっても大事なのだそうです。心の面でのケア、あとは体、衛生上で衛生面、医学的にも風呂に入るといふ、入ってもらふ、リラックスする、それはとても大事な介護の一つだといふふうにも私も勉強しました。ですから、こういう方にこそ、介護するといふ人は本当にちゃんと勉強されていますので、ヘルパーさんたちは一家庭にさっと入っていくわけです。我々って、寝床、台所を通過して、さらにつて、そういう感じで入られるといふのは違和感あったり、ちょっとちゅうちよする。中を見られると、何かそんな気持ちもないわけではないのですけれども、要介護者のためにはやっぱりそういうケースを踏んで、どういふ方法が一番自宅にとって受け入れてくれるかといふ勉強会は大事かなと改めて思っているところです。ありがとうございました。

続いて、通いの場、これは厚生労働省ですごい政策というのでしょうか、なるほどなといふので、これは狙いが3つあるのです。生きがいや楽しみをとにかく求めている方がいるので、そういうところの通いの場。私たち地域でやっているサロンといふのはその代表的かなといふふうにも思っていますけれども、あとは心身の機能、これは体操をやったり、運動をやったり、ちょっと体を動かす。もう一つあるのがなかなか我々は気づかない、孤立をさせない、独りぼっち、静かにうちで過ごしている、そういう高齢者を

つくらない、これが全て予防のためなのです。通いの場を設定し、充実させようというのは。国でもそう、町だって予防するために。

だから、そういう大きな狙いに沿った通いの場の回答もございましたけれども、予防教室に一定の成果はあるけれども、自立に向けた支援について、この3つをかなり意識した取組をぜひお願いしたいなど。全て含まれているといえばそうなのですが、孤立予防というのはなかなか我々地域にいて、おいでという声かけでも、そういった内容的なもので、この3つの柱を基にした通いの場を地区に呼びかけて、町が先頭に立ってモデル事業をしていくと、そういうことを望んでいるのですが、その辺町長さんのお考えを。

○議長（小玉智和君） これは要望ですか。

○6番（玉川邦夫君） 町長にお聞きしたい、その点。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 通いの場、これは一番大切だと思います。予防対策、そうした事業は町でもいろいろな事業に取り組んでおるところでございますけれども、なおまたそういう事業を増やししながら、各地域でサロンの場所が多くなるような、サロンの運営づくりだとか、そういうものはやっぱり必要だと思っていますので、十分に第9期の計画では関係者が集まって協議し、あるいはアンケートを取りながら計画書をつくるわけですから、そうした通いの場の事業が多くなり、そして予防対策もしっかりするように十分に進めていく考えでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。いろいろ介護者の集いについては、意見の交換、介護者の身体への負担にならないように、精神的な不安を軽減する、そういう目的で通いの場の計画については進めていきたいというのが私の考えでございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） 第9次の制度の見直しについて非常に期待しながら私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前10時56分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時05分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問を2つほどさせていただきます。

1つ目といたしまして、行政サービス・デジタル化に向けて。現在、世界中でデジタル化が進んでおり、国でもデジタル化を推進しております。行政をデジタル化すると多数の利点があるので、町民に関係する点のみ挙げます。行政手続のオンライン化により、働いている人、役場から遠い場所に住まわれている方の時間や手間を節約でき、職員の

負担も軽減されます。行政のデジタル化によって蓄積されたデータは、政策立案や予算編成に活用できます。データに基づいた分析や予測により、効果的な政策やサービスの提供が可能になります。利点が多い分、これらを浸透させるには課題も出てきます。そのためには早めの対応が重要であり、国も補助や支援をしている中で、町行政のデジタル化をどのように計画していくか、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目としまして、労働者不足と空き家のマッチング。本町では、人口が減少し、空き家が増加しており、おのずと産業も衰退していきます。多くの事業所で人手不足が大きな問題となっております。国でも数年前から外国人技能実習生という形で3年から5年の滞在期間が設けられています。本町でも技能実習生の制度を利用されている事業所も出てきています。そこで、本町の産業を支えてくれる外国人労働者の住まいを増加している空き家とマッチングさせれば、事業所、労働者、行政共にプラスに働くと考えますが、これから先の本町の空き家、経営する事業所の問題に対して、下郷町のこれからの計画はどのようにお考えでしょうか。

以上、2点です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目の、行政サービス・デジタル化に向けてについてでございますが、議員おただしのお通り、現在令和2年12月に策定されました国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画により、全国的に行政サービスのデジタル化が推進されており、行政手続の簡素化など行政事務の効率化が期待され、本町においても取組を進めているところでございます。今年度は、納税においてeL納付の取扱いが開始されました。これは金融機関等に行かなくても個人のパソコンやスマートフォンから地方税共同機構が運営する地方税お支払サイトへアクセスし、クレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用したキャッシュレス納付ができるサービスとなっております。町では、国のガバメントクラウドの地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年度から稼働予定の基幹系システム標準化の移行業務に取り組んでいるところでございます。さらに、下郷町の公式ラインアカウントを開設し、情報発信しておりますので、ご活用いただきたいと考えております。

なお、今年度の事業といたしまして、県のICT推進市町村支援事業費補助金を活用しながら、庁舎内のWi-Fi整備を予定しているところでございます。今後につきましても国や県の動向を見極めながら、本町に最適な事業などを検討しながら整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな2点目の労働者不足と空き家のマッチングについてでございますが、外国人技能実習制度は平成5年に創設された制度であり、開発途上地域等へ日本で培われた技能、技術または知識の移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的としております。平成29年に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行され、新しい技能実習制度として運用が開始され

ました。さきに述べました制度の目的、趣旨は引き継がれており、本法律第3条第2項には、基本理念として、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と規定されておりますので、人手不足の解消に資する制度ではないと理解しております。しかしながら、議員おただしのとおり、人手不足及び空き家の増加は、今後町としても大きな課題となっております。これからの課題に対しましては、外国人、日本人を問わず、町内の事業者等で雇用が促進され、かつ移住、定住する方を増やすことが重要であると考えております。

そこで、町は令和2年度より空き家の解消及び移住促進を目的として下郷町空き家・空き地バンクを運営しております。空き家・空き地バンクの制度は、法律上、町は介入等はできず、物件情報を提供するにとどまりますが、空き家の解消、移住促進という面では大変有効な施策であると考えます。空き家の活用に関しましては所有者の意向によるところがあり、登録物件数が思ったように増えないといった課題もございますので、町としましては登録物件数が増えるよう、これまで以上に制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1つ目の行政サービス・デジタル化に向けての再質問をさせていただきます。

今の答弁で、令和8年度から始まるデジタル化について今移行中だということなのですが、こちらは令和8年度ではないと始められないのか、それとも前倒しで進めていくということできないのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 担当課長にも説明させますけれども、私まず第1回目答弁いたします。

ただいまの質問については十分理解しておりまして、やはり国の標準化に関する法律の概要を申し上げますと、4点あるのですが、2点が地方公共団体の利用システムを省令で定める期間内に基準に適合する責務があると、要するに間違いなくやりなさいよという責務、これが国で法律の概要の1つ目、自治体の。2つ目は、地方自治体は、国が整備するクラウド環境を活用する努力義務があると。要するに国が整備している、今国が補助金を出してやっている。今、先ほどの答弁の中身で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、この中で地方自治体に責任があるよと、義務があるよということを行っていますので、これは進めなければならない。その中身は既に令和5年3月には全事業の標準仕様が改定されて、動き出しているものは動き出している。だから、令和8年度から始まってもいいし、7年度中には大まかな要するに標準仕様に基づいて、どこへ行っても標準だから全国共通、標準で国がつくりなさいということを行っていますから、それに基づいてつくると。今までですと、自治体が独自にやっているから、そういう支障があるから、自治体独自でやっているものについての。ですから、それは国が標準化し、共通化しなさいという法律なのです。これを7年度までには終了して、も

う8年度から進めなさいと。ただし、今進めている事業については税金の制度だと、そういうものでやっている、それはもう間違いなくやっていますので、ユーザーの人たち、要するに町民の人たちが利用するには十分利用されると。

一番私が懸念しているのは、先行してやるのが果たしていいのかということ、いろいろなこれからの標準にするために障害が出てきますから、遅くもしない、早くもしないというのが私の考えです。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいま1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

概要は、今町長が述べたとおりでございます。この仕様というものが令和5年3月に国から示されまして、5年度におきましては今現在システムの再調査ということで標準仕様が示された分と各町村が使っている仕様がそれぞれ違います。どういった部分が違うのか、またそれをどういったふうに合わせていくのかということ今調整、調査しているところでございます。また、文字の統一化ということで、それぞれのシステム、ベンダーさんによって多少違いますので、これも全国統一基準に合わせていくというような事務的な作業が5年度、6年度にかけて行われる中身になっておりまして、当然本町のみならずの事業になりますから、国のほうでは令和8年度にスタートできるように7年度まで整備しなさいよというような中身になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 令和7年度までに整備していくということなのですが、こちらを活用していく人たちの教育とかあると思うのですが、そちらもまだ国からも支援プログラムとか何か出ていない状況なのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 今ほどの質問にお答えしたいと思います。

国のほうで示している、いわゆる自治体のDXの推進計画につきましては、システム上の標準化というところでは今のところでございます。また、これに合わせて、議員おただしのとおりでございます。組織体制や人材の育成、また業務プロセスのデジタル化ということで、いわゆる業務運用上の今言ったような形の教育の部分になってまいります。これらを併せまして、各市町村の中でも個別に運用が図れるように、人的、組織的な整備も図りなさいよというふうになっておりますので、5年度、6年度、7年度、これ3か年かけまして、8年度以降に対応できるような人材育成であり、組織の体制強化というものを今後進めていかなければいけないのかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、いかがですか。再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 近隣の昭和村では、令和3年から若手職員でDXチームをつくっているそうです。つくりも、役場内も電子決裁でやり取りしているようです。こういった先進的な行政を下郷町も目指していただけると、今後いろいろな問題に対応もしていけるのではないかと思います。これで1つ目の質問は以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番議員のおっしゃるとおりで、今担当課長も申しあげましたけれども、要するにデジタルの専門係をつくらないと事業が進んでいかないと思うのですよ、国で幾らやっても。先行してやるものは標準化に合っているのかどうかということも考えなければなりません。ですから、先ほど言ったように、早めにしても遅めにしても駄目だということです。だから、その辺はやっぱり効率のいい予算の消化をしなければならない。そして、デジタル係やそうした専門の人を雇用しないと駄目です。そして、町民に知ってもらおうと。教育、そういうものを今後考えていく必要があると私は思っていますので、その辺は理解してください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、再質問ありませんか。

星和志君。

○1番（星和志君） 1つ目答弁ありがとうございました。

2つ目の再質問に移らせていただきます。労働者不足と空き家のマッチングについてですが、現在先ほどの町長の答弁でも高齢者も減っていくとおっしゃられていまして、若者は都心に離れていく。この中で、町内で事業者の人員確保は非常に難しいところがあります。

そして、5月に前総理である菅前総理ですか、この人が移民化を進めていかなければならないというようなことをテレビでおっしゃっていました。こういったDX化もですが、将来こうなるであろうって、もう確定事項のようなことは先々に考え、対応していったほうがいいのではないかと思います。そして、空き家対策もその一つであるのですが、今現在外国人労働者を受け入れるのに管理団体が必要で、その管理団体が日本で講習、教育を一、二か月やっていかなければならないシステムになっているのですが、その受入れ先でも我が町を誘致すれば今後の移民化政策にもつながるかもしれません。そうしていくことによって、この町では労働者が豊富であるということで企業も誘致されたり、そういったことにつながっていく可能性が出てくるので、そういった先手を打った施策を考えていただきたいのですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、和志議員の考えていることについては理解しますが、国会議員であっても政府側の国会議員と、元政府の国会議員と、また政府に入っていない国

会議員と、党派は別としていろいろな講演だとかテレビや何かに出演した場合に自由闊達に発言しますけれども、政府側はそれに基づいて苦しみながら答弁しているという状況があるように私は思っていますけれども、今の労働者受入れの関係については、これ法律できちっと決められて、もう先ほど答弁していますけれども、実習技能生、そうでないと、あとは旅行ビザで来た場合は3年で返して、3年以上いたらもう覚悟してもらって返してしまうという制度になっている。だから、実習制度を入れて、その実習制度の意味は、実習したら自国に帰ってその事業を進めなさいという目的なのです。要するに日本の労働力不足のためにやっているのではないのだと。だけれども、使っている企業では、労働者不足だから実習生として取り入れて使っている。これはいいのか悪いのか私は言えませんけれども、そういう制度なのです。とにかく労働力不足を確かに聞きますけれども、国の制度そのものについての外国人との関係については、我々はまだまだお答えすることもできないし、どのような方向に進むかということも想像もされないし、今後労働力不足については町独自で考える必要もあるのですけれども、現時点では今の予算の中で、そしていろいろな事業を進めていくという中身についてですと、十分な町の執行はできているということです。

ただ、民間において、そういうものが出てきた場合には、やっぱり国が考えなければならない、国が。そういうことだと私は思っていますので、これからもそうした考えを押し出してやっていくことが必要であると私は考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 町長の言っていることも十分理解できるのですが、国、県の動向を見ていけば、失敗がなく、安全な施策で町運営ができると思うのですが、やっぱり下郷町をブランド化するとなったら、先々見て、未来を予想はできないでしょうけれども、そういうことをしていかないと町の存続すら危ぶまれていってしまうのではないかと思っています。町独自の施策を何とかお願いしたいです。もう要望になってしまいますね。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 質問内容とまるっきり違うのだけれども、今1番、和志議員がおっしゃっているとおり、やっぱり町の方向性を第6次の総合計画に基づいてやっていますけれども、それ以上にまた具体的にこういうふうに進めるべきものについては、どんどん提案していただいてやっていこうと。そして、議会の同意を得なければ町は進めないのです、予算は進めない。ですから、その辺を理解していただいて、町の方向性、こういうふうにするべきだということをどんどん発言していただいて、そしてすばらしいまちづくりをしていくということをしていきたいと私は考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、いいですか。

○1番（星和志君） 答弁ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。ないですか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

なお、お昼ちょっと絡まるかもしれませんが、あと1人でございますので、10番、星能哲君までやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 議席番号10番の星です。通告により、一般質問をさせていただきます。よろしく願いします。

1、下郷町農業法人について。農山村における限界集落という用語は、広く一般的に知られるようになり、集落人口の半数以上が65歳以上を占めると限界集落と言われ、何の手だてもしなければ、最後は消滅集落に至ると言われています。令和4年4月1日現在、我が下郷町も38行政区、集落のうち、17行政区、集落が限界集落化し、ゆゆしき事態であり、早期に取り組むべき喫緊の課題です。さらに、集落の高齢化とともに、集落周辺の農地の耕作放棄地等による環境悪化により、限界集落化が一段と進むことが懸念されております。下郷町が企業誘致等も困難を極め、限界町にならないためにも、抜本的な振興策を立てる必要があります。

したがって、社会学者の間には、地域の内発発展論を通して地域自らが雇用の場を創出して地域を守ることを提唱しております。このような観点からすると、下郷町は本来農林業の町でありながら、少子高齢化等の影響をもろに受けて、年々増大する耕作放棄地は約1,000町歩に迫ろうとしており、耕作放棄地面積では福島県下59市町村でも下位に属していると言われる現状を打破し、町内の雇用を創出しなければ、少子高齢化時代に町の今後の実情はゆゆしき事態になることは必定であります。したがって、このような観点から、既に本町農業法人設立検討委員会では、下郷町農業法人設立基本構想の中で農業法人設立の初年度として、令和5年度に農業法人の事業開始を目指していますが、具体的にいつ事業開始を目指すのか、次の2点について質問します。

（1）、農業法人の事業開始はいつ始めるのか。

（2）、今後の事業開始のスケジュールについて、以上町長のお考えを伺います。

2、集落の活性化について。令和4年10月1日現在における下郷町の国勢調査人口は5,264人に確定し、本年4月1日現在では4,865人（5月5日付新聞報道）と推計され、さらに限界集落が増えていく傾向が顕著になってきていますが、下郷町の盛衰は各集落の活性化にかかっていると言っても過言ではありません。現在の町の諸施策を見ると、限界集落化する前の比較的元気な集落を対象した施策になっているのではないかと史料されます。集落の高齢化に応じた諸施策が何よりも必要であり、集落に対するきめ細かな交付金の活用により、集落の活性化を図るといふ、より具体的な施策を求めます。また、集落人口の高齢化の進行により、行政事務の手續の簡素化により、利便性の向上を図ることも求められております。

以上、町長の考えをお伺いします。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員のご質問にお答えします。

1点目の下郷町農業法人についてでございますが、町農業法人の設立につきましては、議員おただしのとおり、令和3年4月に下郷町農業法人設立基本構想について検討委員会より報告を受けてございます。その中では、令和3年度以降、基本的なスケジュールを示しており、予定ですと令和3年度から4年度にかけて具体的な準備を進め、令和5年度に設立、事業開始という想定でございました。この報告の中身で、農業法人の事業計画策定に当たっての4つの基本方針、これがうたわれております。1つは、設立に当たっては、最少の経費で最大の効果を。2つ目は、事業内容や規模を最適化する必要があると。3つ目は、農地の荒廃が進んでいる現状を踏まえれば、事業の採算化は簡単ではない。このような報告を受けて、町ではまずは既存の農業者や農業法人への支援を優先すべきと判断し、重点的な各種支援策を展開してきたところであります。

議員おただしの農業法人の事業開始という今後のスケジュールについてですが、先ほど申し上げたとおり、依然として農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますので、この状況の下で法人を設立した場合は採算性を図ることは難しく、毎年多大な経費が発生することも懸念されますので、農業生産以外の業務を行う可能性も視野に入れた検討や今後の地域計画の策定により、地域農業の実情がより具体的に見えてまいりますので、これらを踏まえた検討、さらには既存の農業法人の大規模な経営拡大や町外からの農業法人の参入も進んでいることから、これらを総体的に捉えた検討、要するに農業法人の設立交渉を再検討していただく必要があるのではないかと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大きな2点目の各集落の活性化でございますが、議員おただしの高齢化に対する施策につきましては、これまで町では高齢者タクシーの助成や冬期間の除雪支援事業など、高齢者負担軽減を図った事業を展開してきたところです。また、農業振興においても集落の支援といたしまして、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を令和4年度には18行政区に対して3,824万2,483円を交付し、集落の活力とにぎわいを創出してきたと考えているところです。

一方、町の単独事業といたしまして、令和3年度から町民が地域の未来を考え、地域の特色を生かした町民主体のまちづくりの支援をする下郷町未来創生ふるさとまちづくり支援事業を実施しております。行政区における伝統行事や新たなまちづくりのソフト事業を対象に、これまで3行政区に対して支援してまいりました。ただし、コロナ禍により実績の低い状況でしたが、今年度より行動制限等が緩和されてきていることから、さきに幾つかの行政区から事業に対する相談を受けており、今後多くの行政区で活用されていく事業と期待しているところです。今後につきましても、これまでの事業を継続しつつ、各地区の特性を生かした元気なまちづくりを展開し、高齢者に寄り添った施策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、行政の事務手続簡素化につきましては、高齢者はもとより、町民の方々の利便性向上を図りながら、より町民に寄り添った行政サービスを目指してまいりますので、

ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） ご答弁どうもありがとうございました。

それで、第1点目の下郷町農業法人についてですが、今ほど町長からいろいろな説明を受けましたが、それが一応いろいろな点が整って、いつ実現する方向で検討しているのか。本年ですと、令和5年度から事業実施というふうなことで基本構想の中ではうたっていますが、いろいろまだ今までのコロナ禍でなかなか事務的にもいろんな面で難しい点があったと思います。そして、また先ほど町長さんからも説明受けたように、もろもろの課題が山積しているということですが、だらだらとやっているわけにいかないですから、いつ、何年度に法人化に向けての事務手続を開始するのか、その点はひとつお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員さんのただいまの意見について答弁したいと思いますけれども、要は3年度の3月末で報告を受けた内容を先ほど1回目の答弁しました。これ4つの計画策定に当たっての基本方針ということを理解すると、要するに簡単に言えば難しいからやめなさいということを行っているようなものなのです、これは。報告書にこういうことを書いてある限り、前に進めることができないのです、私としては。それは理解いただけますね。

ただ、農業法人を進めるということは本当に農地荒廃が進んで、そしてどうにもならない状態が今の現状なのです。しかし、今農業委員会でちょっと地目の見直しなんかもかけて現地調査をしていただいて、そういうところは地目の変換をしていくようにしているようですが、実質それも進んでいるようですから、そうした農地荒廃で農地の減少は若干は減っていくと思います、パーセント的には幾らになるか分かりませんが。ただし、そうした現状を考えた場合は、採算性に合うようにするにはどのようにしたらいいのかということをも検討委員会で議論していただくということも大切だと。会津地区17市町村の中で、どのような方向でやっているかということも調べておきましたから、どういうふうにしてやっている町村について、もう少し具体的に研修していただいて、検討委員会の人たちに。そして、進めることがいいのではないかと、報告を受けた場合にいろいろなことを考える必要がありますので、そこは今回の報告においてはそのように言われていますから、やはり足踏みするほかないです。ですから、今後コロナ禍も終わったので、5年度からは再スタートのような委員会、要するに各町村でやっている実態を把握しながら、そして下郷町に合った農業法人はどういうものがあるのかと、そして外部から来ている農業法人がいて、農地を守っていただくというようなこともやっていただいている企業がございまして、そうした方との話し合いも進めながら、下郷町に合った農地の今後を、農地をいかに大切にしていくかということの方向性を見ながら、あと独自産品を考えながら、そして報告をしていただければ、皆さんのほうに

説明して理解をいただけるのではないかと考えていますので、ご理解いただきたいと思
います。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 今ほどの説明どうもありがとうございました。

それで、農協も南会津から全会津17市町村の会津よつばという大きな組織になりました。ですから、これから下郷町が法人化を目指していく場合には、農協とのやっばりタイアップも必要だと思うのです。そういう意味で、結局規模が大きくなれば、今までは南会津郡全体でしたら割合交渉もある程度いい方向に行ったではないですけども、全会津となると、下郷町ばかりいかないというふうなことになるれば、またいろんな会津よつばさんの協力を得るためには相当の努力、こちらの働きかけも必要になるかと思いますが、その辺で、そして連携して、私もいろいろ各集落を回って聞いたのですけれども、先祖伝来の農地を荒らしたくない、そういう声が多く聞かれておりますので、何としても町長さんが、町がやはり主導権を握って会津よつばさん等の協力を得ながら法的に法人化になるように、何としても努力していただきたいと思います。その辺で、令和5年度から厳しい状況ですが、いち早く出来上がるように最大限の努力を、それはやはり下郷町の過疎化を止める大きな原動力です。農業法人ができれば雇用も生まれるわけですから、やはり下郷町に働き場が少ないということを解消する意味でもひとつ努力していただきたいなと思います。

それから、2点目の……

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの10番の農業法人の考えとして、一つの策として提案していただいております。けれども、そうした考えも一つの方向性としてはあるのではないかと考えていますので、それは承知したとは言いませんが、そういう方法もあると。一つの例として、会津17市町村の中ではそういう方向でやっている自治体もございますので、そういうところを実態を検証しながら、そういうところの方法もあるのではないかと、こう考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 10番、星能哲君、再質問ありますか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 1点目の件ですが、山村の景観、これはやはり農地等が荒廃して景観が悪くなれば、私も下郷町の観光ガイド協会でガイドをやっておりましたが、他県から来る方から「下郷町の里山が大分荒れていますね」といろいろの方が言われました。その後にはどういう言葉が出るのかというのは大体想像できます。そういうことで、やはり景観をよくして、いかに観光客の増に結びつけるか、大内宿が今頑張っておりますけれども、そういう意味でやはり下郷町の里山、景観をよくすることによって、ああ、下

郷町はすばらしい地域だなというような地域にさせていただいて、やっていただければなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 今のは要望でいいですか。

○10番（星能哲君） 要望です。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほか答弁漏れはございませんか。

○10番（星能哲君） 1点目ですか。2点目よろしいですか。

○議長（小玉智和君） あと再質問ありませんか。ありますか。

○10番（星能哲君） ええ、2点目よろしいですか。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問をお願いいたします。

○10番（星能哲君） 2点目の各集落の活性化についてですけれども、これもやはり下郷町がもう高齢化しておりますので、そういう意味でなかなか内容ですけれども、もう少しふるさと創生まちづくり事業みたいな大きな事業もありなのですけれども、各集落とも体力がもうかなり弱まっていますので、地域のいろんなそういう細かいところに補助金を出して地域の活性化を図る、例えば伝統的な盆踊りなんか、やはり地域には補助金なんか出したり、それから下郷町も非農家の方がいる集落もあるわけです。そうすると、農業関係の補助金がいただけないとなれば、そういう意味では草刈りとかいろいろやる場合に困っているところも、うちのほう、私のほうの集落も困っている面があるのですけれども、そんなことをいろいろ勘案しながら、地域がきめ細かなメニューを例えば集落内の景観づくりに対しての事業とか、集落内の環境整備に関する事業とか、集落内の他集落との交流についての、それからイベントをやった場合には補助金を出すとか、そういうきめ細かな施策、地域の生き残りをかけた、そして活性化に向けての具体的な大きなふるさと創生、まちづくりの大きな事業、50万だったのはいいですけれども、それでもいいですけれども、小さなところに目をつけた集落の活性化のための補助金の交付などを考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 各集落の活性化について、1回目で答弁しましたけれども、ただいまの再質問というか、具体的な中身をおっしゃっていますので、ちょっと答弁にはならないかと思っておりますけれども、私の考えを述べてみたいと思います。

3年間、コロナ禍で事業等ができなくて困っていた。戸赤のヤマザクラ、桑取のカタクリ祭り、長寿の水まつり、なかやま雪月火、十文字の新そばまつり、お隣の三倉山の山開き、集落に活性化事業が4年前にやっていた事業が3年間中止になってしまった、やらなかった。こういうことがあったので、これまた再現しようとする、なかなか地域の人たちも大変だと私は思っています。ですから、今年度からコロナが5類に感染区分が変わりましたので、ぜひ伝統文化、伝統行事等を復活させていただき、活性化を図っていただきたいというのが私の考えであります。

また、団体等で開催していたイベント、地域づくりの発表会、そしてコロナ禍前に戻していただくことが地域の活力を再構築していただくというのが私の考えでございます。

す。そのために、下郷町の未来創生ふるさとまちづくり支援事業を大いに活用していただき、そして復活していただくことがまずは各集落の活性化につながるのではないかと。また、それが実行できるようになれば、交流人口も増え、地域の産品を利用した、あるいは地域の資源を活用したことができるのではないかと私は考えておりますから、議員と一緒にやっていくことが必要だと思いますから、ご協力を願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） なお、10番、星能哲君、具体的にこういうものはどうですかというようなことになれば町長の答弁もあると思いますので、よろしく願いいたします。

再質問ありますか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） それで、各集落の活性化については、農業関係からの各種交付金と、それからいろいろ町単独の交付金も業績に、実施する場合は交付されていますが、あわせてやはり各集落が限界集落が高齢化していますので、そういう地域に町単独で高齢化率50%になった集落には使い勝手のいい交付金、地域の集落の活性化のために何でも使って良いというような補助金の交付ということで、その辺も検討していただけるのかが、予算面もいろいろありますが、地域の集落の活性化などそういう意味の交付金の交付ということも検討していただければということでご提案申し上げたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） これは要望ですか。

○10番（星能哲君） 要望です。

○議長（小玉智和君） 要望でいいですか。

○10番（星能哲君） 要望です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（星能哲君） ないです。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○10番（星能哲君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで10番、星能哲君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終わります。

日程第2 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日6月14日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は6月16日であります。

議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。(午後 0時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年度下郷町議会6月会議会議録第3号

| | | | | |
|--------------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 招集年月日 | 令和5年6月12日 | | | |
| 本会議の日程 | 令和5年6月12日から6月16日までの5日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開議 | 令和5年6月16日 | 午前10時00分 | 議長 小玉智和 |
| | 散会 | 令和5年6月16日 | 午前11時39分 | 議長 小玉智和 |
| 応招議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 3番 佐 藤 勤 | 4番 山名田 久美子 |
| | 5番 星 昌彦 | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 |
| | 9番 湯 田 健二 | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | 4番 山名田 久美子 | 5番 星 昌彦 |
| | 6番 玉 川 邦夫 | 7番 佐 藤 盛雄 | 8番 湯 田 純朗 | 9番 湯 田 健二 |
| | 10番 星 能哲 | 11番 星 輝夫 | 12番 小 玉 智和 | |
| 欠席議員 | 3番 佐 藤 勤 | | | |
| 会議録署名議員 | 1番 星 和志 | 2番 小 椋 淑孝 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 星 學 | 副 町 長 室 井 哲 | 参事兼総務課長 湯 田 英 幸 | 総合政策課長 玉 川 武 之 |
| | 税務課長兼会計管理者 玉 川 清 美 | 町 民 課 長 室 井 節 夫 | 健康福祉課長 佐 藤 英 勝 | 農 林 課 長 只 浦 孝 行 |
| | 建 設 課 長 猪 股 朋 弘 | 教 育 長 湯 田 嘉 朗 | 教 育 次 長 湯 田 浩 光 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 竹 浩 二 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 荒 井 康 貴 | 書 記 室 井 徳 人 | 書 記 芳 賀 沼 崇 正 | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

令和5年度下郷町議会6月会議議事日程（第3号）

期日：令和5年6月16日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約
の一部変更について)
- 日程第 2 報告第 2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費について
- 日程第 3 報告第 3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについて
- 日程第 4 議案第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第 6号 南会津地方環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 7 議案第 8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第 9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第10号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第 1 請願・陳情
委員会報告
(総務文教常任委員会)
陳情第 1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、
被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の
提出を求める陳情
- 追加日程第 2 議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被
災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出
について

散 会

(会議の経過)

○議長(小玉智和君) おはようございます。

6月会議は本日が最終日であります。各議案につきましては、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。3番、佐藤勤君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)

○議長(小玉智和君) 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) おはようございます。それでは、私のほうからご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)でございますが、2ページを御覧いただきまして、当組合の構成団体、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し、当組合から脱退したことに伴い、当組合を組織する地方公共団体等の数が減少したため、所要の改正を行い、またそのほか規定についても併せて整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議決により指定された専決事項について、令和5年5月24日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。よろしく御願いたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更)

ついて) の件を終わります。

日程第2 報告第2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長(小玉智和君) 日程第2、報告第2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 3ページを御覧ください。報告第2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

4ページを御覧ください。民生費では、子育て世帯臨時給付金事業、農林水産業費では水利施設等保全高度化事業(空沢堰)及び林道改良事業(林道大峠線)、商工費では新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券事業、土木費では道路改良事業(町道落合左走線)、合わせて5事業で6,281万9,200円を令和5年度に繰り越したものであります。よろしく願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番(星輝夫君) 11番の星でございます。1点だけ質問させていただきます。

農業費の中で、水利施設等保全高度化事業の中でありませけれども、この行政区はどこなのか、そして距離的にはどのくらいになっているのか、その点1点お願いいたします。

○議長(小玉智和君) それでは、答弁を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長(只浦孝行君) 11番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

水利施設等保全高度化事業ということで空沢堰ということで、こちらにつきましては音金地区になります。距離につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお伝えいたします。よろしく申し上げます。

○議長(小玉智和君) 11番、いいですか。

○11番(星輝夫君) はい。

○議長(小玉智和君) 7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) 今回相当な金額の繰越明許費が計上されております。繰越明許費は、議会に報告した後でないと予算執行はできないと思うのですが、予算執行の件は4月1日から執行していいのかどうか、あるいは今回の議会に報告後に繰越し部分の翌年度の事業で執行するのか、その辺のまず答弁をお願いいたします。

○議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたしま

す。

繰越明許費につきましては、令和5年3月定例会におきましても一般会計補正予算の中で繰越明許費の承認をいただいております。今回計上しましたのは、繰越明許費の額の確定とともに財源内訳の中身が確定いたしましたので、報告するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか。

佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 予算執行は4月1日から……

○議長（小玉智和君） 手を挙げて立って。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今の中で3月議会に確かに繰越明許費で審議しました。その予算書を4月1日以降なら要するに執行して差し支えないと。もう執行しているのがあるかどうか、その辺を。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

4月1日から予算の執行を行っている事業がほとんどでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第3 報告第3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについて

○議長（小玉智和君） 日程第3、報告第3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 5ページを御覧ください。報告第3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

内容につきましては、6ページを御覧ください。教育費におけるPCB廃棄物処理事業において、処理場の処理件数が多数となったことにより、年度内の事業完了が困難と

なったものから6万1,600円を令和5年度に繰り越したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問させてください。

このPCB処理多数というのですが、何件ぐらいのことを言って、1件どのぐらいなのか、ちょっと細かいことを知りたいのでお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの件につきましては、教育委員会所管となっておりますので、教育委員会のほうからお答えいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、教育委員会教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

PCBの処分につきましては、これは高濃度の処分でございます。国内に北海道の施設1か所しかございません。そこで処理をお願いしておりましたが、年度内に間に合わないということで、今回事故繰越というような形にさせていただきました。主な具体的な件数ですとかその中身につきましては、大変申し訳ありませんが、確認のほうをしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、いいですか、今の答弁で。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 処理の件数が多数となって事故繰越ということは、その件数ぐらいは分かっていないといけないと思うのですけれども、なぜ分からないのですか。その辺のちょっと細かいことがやっぱり分からないとおかしいと思うのですけれども、その辺もう一回お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 小椋議員の再質問にお答えいたします。

産業廃棄物管理票のマニフェストE票というのがございます。こちらのほうでは特にそこまでの明細は記載してございません。本来ならば、ある程度件数が多数ということであれば調べるべきなのかなと今反省しているところでございます。大変申し訳ございません。

○議長（小玉智和君） 今の答弁で、2番、小椋淑孝君、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） これ以上聞いても答えが出ないのでいいです。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

今ほども小椋君からも質問あったのですが、要するにまだ処分が終わっていない。要するに高濃度PCBの処理が終わっていないということは、多分コンデンサーの高濃度のPCBとか学校に向けて処理したと思うのですが、その現物、これはどこにあって、

どこで保管して管理はどうなっているのか。現物は処理業者に搬送したのかどうか、処理に関してはやっぱり危険なものでありますので、例えば町内でしている場合にはその管理関係はどうなっているのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、高濃度のPCBの保管場所でございますが、こちらは下郷中学校のほうのPCB廃棄物専用のペール缶の中に保管してございました。さらに、廃棄物の運搬業務関係でございますが、こちらのほうも国のほうであらかじめ指定された業者ということで、そちらのほうに委託しまして北海道まで運んでいただいたということでございます。廃棄物処理につきましては、実際には4月21日に終了したということで報告を受けていますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですね。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点お聞きいたします。

今回繰越明許ということで処理できなかったということなのですけれども、下郷町の中でこのほかに処理できていないものというのはいないのですか。これで全て終了したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

高濃度のPCBにつきましては、全て処分のほうは終わっております。ただ、低濃度のPCB廃棄物がございます。現在のところコンデンサー、これは蓄電部品でございますが、29個、さらには蛍光灯の安定器、これが10個、こちらも専用のペール缶の中で中学校のほうで保管しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君、これでいいですか。

それでは、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） これは高濃度ではない、低濃度ということですが、今後どういう予定で処理をされていくのか、その点お教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田久美子議員の再質問にお答えいたします。

低濃度のPCBにつきましては、令和9年3月31日までが期限となっております。ですので、今後必要な予算等を計上して早めに対応したい、処理をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 今の答弁でいいですか、4番、山名田久美子君。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今いろんな議員さんから質問があるのですけれども、発注するときにどこの箇所だって出てくるわけです。ただ、業者にみんな見て歩いてくださいとあって発注しているわけでないでしょう。そうしたら、どこだか分からないという話は当然おかしいのですよ、6万一千何ぼ上げているのですから。そうしたら、報告書にどこが何ぼとかあるわけです。それに基づいて請求が来ているのですから、その場所が分からない、そんなのおかしいでしょう。全くでたらめです。それとも事務怠慢ですか。いかがですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

高濃度のPCBにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、下郷中学校に専用の廃棄物のペール缶の中に保存してございました。専門業者にこれ委託しまして、実際に来ていただいて、それで北海道まで運んでいきたいということでございます。そして、北海道のPCBの処理事業所で件数がいっぱいとなって年度内には処理し切れないというようなことで、今回事故繰越というような形にさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 8番、今の答弁でいいですか。

湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 委託したときに、結果的にここが低濃度だった、高濃度だったと、そういう報告書というのは来ているわけでしょう。そうしたら、当然どこが何ぼって分かるわけでしょう。数量までは別にしても、6万一千何ぼ上げているわけです。この根拠になるものはどこが何ぼと、こういうことをトータル的に6万1,600円が必要だと、こうなるわけです。それで、何だか分からないけれども、6万1,600円上げたというのは場所も分からないって、それ全くいかげんではないですか。別に難しい話ではないでしょう。業者から来たものをちゃんとここで報告すればいいのです。私の言っているのは間違いですか、そこら辺お聞かせください。

○議長（小玉智和君） 教育次長、はっきりと答えてください。何回も答弁はあれですから。

湯田浩光君。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 純朗議員のご発言なのですが、その場所というのがちょっと分からないのですが、今回は高濃度のPCB処理ということで、町内の学校、その他教育委員会関係のところからPCBのコンデンサー等々を全部チェックしてそれらを集めたわけですね。それを県内では1社だけの運搬業者が指定されています。そして、処理するのが北海道に1社だけあるということで、年度内に北海道のほうへの搬送は済んだわけで

す。ところが、その業者さんのほうで処理するときに、3月31日までという法律が決まっていた。そこに集中したために、3月31日までには処理ができなかったということで、31日までできなかった自治体に対して、会社のほうから繰越しといいますか、5年度にならざるを得ないということで契約を変更させていただきたいという申出がありました。その結果、4月中には処理が終わったわけです。その費用として、6万1,600円ですか、これを5年度分での支出でお願いしたい、こういう状況でございます。

なお、低濃度につきましては、先ほど次長が申し上げましたとおり、令和9年までに処理をするということになっておりますので、今後ほとんどチェックは終わっておりますので、できれば次年度に向けて予算等を確保して処理をしていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（小玉智和君） 今ただいまの説明で8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） そうしますと、もう既に終わっているということですね。ここでいう処理件数が多数というのは業者の都合の多数ですか。下郷町に多数あったという話ではないでしょう。これでは分らないです。誤解を生じますよ、これでは。多数あったから処理できなくて繰越明許と、こうなると、これは業者の話でしょう。そこから処理に落ちこぼれて繰り越したということなのでしょう。分らないです、これでは。ちゃんとこれ説明書かないと。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまご指摘のとおりでございます。備考欄の説明の部分、これがそのまま読んでいくと、確かに町内で多数というふうに受け取れかねないというところでございます。これは、国内で業者のほうに集中して、本当は3月31日まで国のほうではもう処理しなさいという指示があったわけですが、それができなかったということで、業者のほうから5年度分になるということでございます。大変申し訳ございませんでした。ご理解ください。

○議長（小玉智和君） ただいま教育長から説明あったのですが、8番、湯田純朗君、いいですか。

○8番（湯田純朗君） 了解です。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。質疑なしでいいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第3号 令和4年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を終わります。

日程第4 議案第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第5号 教育委員会委員の任命についての件を議題

といたします。

お諮りします。本案については、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第5号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 南会津地方環境衛生組合格約の変更について

○議長(小玉智和君) 日程第5、議案第6号 南会津地方環境衛生組合格約の変更についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長(室井節夫君) それでは、8ページをお開きください。議案第6号 南会津地方環境衛生組合格約の変更についてご説明いたします。

平成24年4月に、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合が統合され、南会津地方環境衛生組合が設置されました。組合統合時に、旧西部環境衛生組合にありました旧焼却炉を新組合で解体することとなっております。その解体に係る負担金を南会津町と只見町に負担することとなっておりますが、令和4年11月に解体が完了したことに伴いまして、撤去に係る経費の支弁方法の条文を整理し、規約の変更をするものでございます。

議案第6号資料を御覧ください。変更の内容ですが、経費の支弁方法の条文、第13条第2項のただし書を削除及び別表第2表を削除します。これにより別表が1つになることから、別表第1を別表に変更するものでございます。

そのほか同第13条第3項で火葬場を新しく建設するときについては、組合と町の協議を必要とするため、文言を追加するものでございます。

以上、変更内容を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号 南会津地方環境衛生組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） それでは、議案書の10ページのほうをお開きいただきたいと思います。議案第7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更につきましてご説明させていただきます。

本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、上期計画を別紙のとおり変更するものでございます。

その内容でございますが、本計画につきましては、令和3年9月定例会におきまして国の新過疎法や県の指針に基づき策定したものでございますが、このたび新たに追加する事業計画がございますので、議会の議決をいただきたく上程しているものでございます。

その変更につきまして、議会の議決が必要な内容につきましては、議案書の次の新旧対照表12ページをお開きいただきたいと思います。6の生活環境の整備におきまして、本年度南会津地方環境衛生組合の西部衛生センターにおきまして、し尿処理施設内の膜設備の更新、いわゆるろ過設備の更新を計画しておることから、本計画書の46ページ、22行目に、し尿処理施設の計画的な更新、改修、長寿命化を図るという文言を新たに追加しまして、あわせて（3）の事業計画内に、事業名の欄に、（3）、廃棄物処理施設、し尿処理施設、事業内容といたしまして、し尿処理施設整備事業（負担金）、事業主体

に衛生組合の文言を新たに追加し、計画の追加変更を図るものでございます。

さらに、軽微な変更ほか3か所につきましても、このたびの変更に合わせて変更する旨、県と協議いたしましたので、あわせて改正するものでございます。

なお、軽微な変更の内容につきましては、去る6月12日開催の議会全員協議会におきましてご説明させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号 下郷町過疎地域持続的発展計画の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第7、議案第8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） それでは、議案書13ページを御覧ください。議案第8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等が改正、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分を除いた下郷町税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。下郷町税条例の一部を改正する条例であります。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関するものでございます。こちらにつきましては、法施行規則の新設に合わせ、給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項を簡素化するものであります。あわせて項ずれを改正するものであります。こちらは、令和7年1月1日より施行開始となります。

次の2ページをお開きください。第38条の個人の町民税の徴収方法等、第41条、個人

の町民税の納税通知書、第44条の給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、賦課徴収方法について定め、町民税通知書に森林環境税を追加記載するものの改正及び文言の整理となっております。

ページ飛びまして4ページのほうをお開きください。第47条の給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れは、文言の整理及び森林環境税を含む住民税特別徴収税額の過誤納金を普通徴収税額へ充当する特例を設けたものです。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、次のページ、5ページの第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ、こちらに関しましても森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税を含む旨の規定の改正と文言の整理となっております。町県民税として徴収するものの中に、森林環境税、国税のほうを併せて取り扱うための改正となっております。こちらは、令和6年1月1日からの施行となります。

次の6ページをお開きください。第82条は、種別割の税率の規定ですが、施行規則第15条の15の改正に合わせ、ミニカーの税率区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するものであります。令和5年7月1日以降は、一定の基準に該当する電動キックボード等について、原動機付自転車の一類型である特定小型原動機付自転車が創設され、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されることとなります。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定ですが、こちらは不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正となっております。

附則第16条の2の軽自動車の種別割の賦課徴収の特例の規定ですが、こちらも同等の理由により、加算する割合を10%から35%に引き上げる改正となっております。燃料、排ガスの不正行為を行った対応として、不正を行ったメーカーに納入義務者として不足額を負わせるもので、税制上の再発抑止策を強化するために徴収額に加算するものとなっております。

なお、別紙の議案第8号の資料ですが、改正になりました軽自動車税の環境性能の税率区分であります。対象車種と達成燃料基準ごとの税率割合が施行日ごとに記載してございます。上段は現行の軽自動車税の税区分であります。下段の図は、令和6年1月及び令和7年4月からの税率区分となっておりますので、ご参照ください。

戻りまして、対照表の7ページになります。第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定ですが、森林環境税の導入に伴う改正で、住民税の所得割額で控除し切れなかった分を住民税均等割やほかの未納の徴収金へ充当できる規定に森林環境税を追加し、国税を併せて取り扱うための改正となっております。

以上、議案第8号につきましての説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。いいですか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） いろいろ説明を受けましたが、非常に理解できません、なかなか。

もっと簡単に説明できませんか。今の8号の資料ですか、1枚の。これはこうなるという数字はわかりますけれども、具体的に、ではこれ下郷町の軽自動車税に対してプラスの税金になってくるのか、マイナスになってくるのか、そこら辺ちょっと分かれば簡単に説明をお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

今回の改正におきまして、大きな変更点としまして町民に関わるのところとしましては、森林環境税の部分が多いかと思えます。こちらは実際町県民税の中に令和6年4月1日よりの施行となりますが、こちらは年額、町県民税の中に実際額1,000円加算されるような改正となっております。そのほか、こちらの資料のほうにお示ししました8番の資料の中では、ある程度のメーカーさんから示される自動車税の機能性能に対しましての減額になりますので、実際のところ下郷町環境性能割のほうで件数的には年間45台、対象となっております。伸び率は3台ぐらいつつ増えているような状況でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） ただいま答弁されたのですが、8番、湯田純朗君はいいですか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 私が理解力がないのかどうか分かりませんが、これ年間45台というのは、これからこういうものに45台が該当するということなのでしょうか。そこら辺のよく、この45台が、これは上のが現行の2030年度燃料基準75%達成とあと60%達成というのは、これはどういう意味なのか、非常に私も勉強不足で分かりませんので、もうちょっと簡単に親切に教えていただけませんか。

○議長（小玉智和君） それでは、大丈夫ですか。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 環境性能割といいますのは、以前自動車税の所得税という形であったものが入れ替わりまして、令和元年度10月1日から導入された自動車税の取得に際するときに発生するものとなっております。仕組みとしましては、自動車の環境性能、燃費に応じて課税額が決まってくるものでございます。こちら一覧表にお示ししました表に基づきまして、燃費がよいものに関しましては減税の率を上げるというような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、いいですか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 分かりました。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 森林環境税の云々という文言が出てきますが、確定申告時に一緒に国民一人一人、多分1,000円だと思えるのです。森林環境税で徴収されて、それで集まったものを全国に再配分するというシステムなのですけれども、これを要するに年金所得者、

それは特別徴収するというだけの話でしょう。確定申告しなくても年金からそれは引いてやるということ。従来どおり確定申告する場合は申告して支払うということだと思うのですね、まず。そういうふうに簡単に言ってもらえば一番分かりやすいのです。

それから、軽自動車の環境性能割合、軽自動車、軽乗用車あるいは軽トラック、特に軽トラックなんていうのは農業用に使ったりしているのが多いのですが、結局環境性能が悪くなっても、要するにぼろぼろになるまで使うということで、かなりの台数がある、こういう国が決めた環境割が燃費が悪いから税金を掛けますよと、高くしますよと。早く買換えしなさいとも読み取れるのです。ですから、これは何か本来的にはこんなに軽自動車税の環境性能割で高くするというのは私は反対なのです。それで、これに該当する軽自動車、下郷は大体どのぐらいあるのですか。台数つかんでいますか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 台数は分かりますか、税務課長。あと解釈の問題は、これ国のやつですから。

（「その内容的にはそこまで追及しない。分からなければいいです」
の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、分かる範囲で、税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほど佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、森林環境税のほうでございます。こちらは特別徴収という形で議員おっしゃられましたように、年金からの自動天引きという形の中に国税の金額が加算されますという中身のものでございます。

あともう一点ですが、軽自動車、主にこちらは燃費がよい自動車ということで軽減措置を講じてございますが、農機具等の部分ではなく、主に公道を走ります自動車に関しまして、今後電気自動車や電池自動車、こちらの燃費をよくしたのものに関しまして軽減措置をするという国からの制度となっておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） いいです。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第10号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小玉智和君) この際、日程第8、議案第9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第10、議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括議題といたします。

本件について議案の説明を求めます。

議案第9号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第10号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第11号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 17ページを御覧ください。議案第9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第2号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億8,928万4,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、今補正につきましては、南会津地方環境衛生組合施設整備事業に係る過疎対策事業債等の財源内訳の補正、デジタル手続法に基づく戸籍システム改修に要する経費や大松川地区土地改良事業に係る相続財産管理人の選任申立てに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものでございます。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。25ページを御覧ください。歳入でございますが、繰入金の森林環境交付金基金繰入金におきましては、森林環境交付金事業における財源内訳の補正、町債の過疎対策事業債におきましては、議案第7号に関連する南会津地方環境衛生組合施設整備事業に係る財源内訳の補正を行っております。

26ページを御覧ください。歳出につきましては、定期人事異動に伴う予算の整備がほとんどでございますが、それ以外の項目についてご説明させていただきます。

28ページ、上段を御覧ください。委託料において、デジタル手続法に基づく戸籍システム改修経費を286万円計上しております。

31ページ中段におきましては、農林水産業費でございますが、総額で289万8,000円を増額するものでございます。農地費におきましては、大松川地区土地改良事業に係る相続財産管理人の選任申立てに要する経費として役務費の8,000円と相続財産管理人選任申立予納金50万円を合わせ、合計50万8,000円を計上しております。なお、この件につきましては、過日全員協議会におきまして大松川地区農地整備事業の中で農林課長がご説

明しておりますので、よろしくお願ひいたします。

35ページ中段を御覧ください。公債費でございますが、総額で14万4,000円の減額をするもので、平成24年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,099万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、当初予算の仮算定から令和4年の所得確定により、本算定による保険税額の補正と人事異動による人件費での補正でございます。

42ページをお開きください。2の歳入についてご説明します。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は367万6,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分は167万2,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分は111万8,000円の増額になります。

6款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、人事異動によります人件費繰入金として488万円を増額するものでございます。

続きまして、43ページをお開き願ひしたいと思います。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金につきましては、人事異動によります人件費の補正の計上であります。先ほど歳入で説明いたしました繰入金と同額となっております。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分は75万4,000円の増額、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は21万6,000円の減額となります。

44ページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分、1目介護納付金分は34万9,000円の増額補正となります。

8款の予備費でございますが、歳入歳出調整のため、557万9,000円を増額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、去る5月30日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） おはようございます。私のほうから、議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

45ページをお開きください。今回の補正は歳出予算についてございまして、歳出予算の総額の変更はございません。

ただし、歳出予算内におきまして49ページの1款簡易水道費、1項簡易水道費、1目簡易水道費、11節役務費におきまして21万1,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、昨年度、水道の資材倉庫におきまして薬品の存在が確認され、その薬品が水銀試薬であることが分かり、処分するための費用を当初予算に計上したところでございますが、処分に關する手続を進めておりましたところ、新たな別な薬品が確認されたことで同様の処理を行わなければならない、その処理に対しましては当初予算では不足するというので、その不足分を補うためと、そのほかに別の資材置場内の整理を以前より少しずつ行ってまいりましたが、そちらの資材置場のほうで未使用の石綿セメント管が数本確認されましたので、そちらのほうの処分をまとめて行うための費用として計上したものでございます。

今回必要とする補正額につきましては、13節委託料のうち、配水池内清掃業務委託料の発注が完了いたしまして、契約額が確定しましたので、現計予算との差額分により補正するものでございます。

以上、議案第11号について説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時02分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時15分）

農林課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 先ほど11番、星輝夫君からのご質問にお答えいたします。

先ほどの令和4年度下郷町一般会計の繰越明許費ですが、その中の空沢堰の延長でございまして、こちらは設計委託料の繰越しとなっております、全長が1.8キロということになっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、いいですか。

○11番（星輝夫君） どうもありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） それでは、議案第9号の令和5年度の一般会計予算の補正に關しましてご質問申し上げます。

今回は人事異動による、要するに補正というのが大分主なのですが、その中で議案書の34ページで教育委員会関係、10款の教育費の中で2目の教育振興費、今回902万5,000円の減額補正で、会計年度任用職員の報酬と職員手当、共済費を含めての金額になってお

りますが、これらの内容、会計年度任用職員、想像するには中学校の町での職員の加配をやっていたけれども、これがなくなったのか、なくなって減額補正しているのか、想像ですけれども。そうしますと、もしそうであれば、加配が必要でなくなったのか、その辺どういう理由で減額しているのか、その辺をまずお尋ねします。

それから、総務費の中の28ページ、一番上の戸籍住民基本台帳費の中で委託料で戸籍システム改修委託料で、これ毎年ではないのですけれども、たびたび戸籍システムの改修費用としてそれなりの金額が出されております。これの基本台帳、これを改修するというので、現在あるシステム、どういう不具合があって、どのように改修するのか、そして改修する必要が何で出てきたのか。それで、今回問題になっておりますマイナンバー制度、コンビニからも住民票が取れるということで、そういうマイナンバーとの連携、システム、リンクの関係、それをきちっと今回制度設計されるのかどうか、まずこの2点に関しましてお尋ねします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問の中で、教育委員会の人件費についての質問についてお答えいたします。本来であれば、所管は教育委員会でございますが、人件費ということで総務課のほうでお答えさせていただきます。

まず、こちらの科目においては、当初予算においてこの科目内で10名の方が対象となっておりました。結果的に8名の人件費ということで2名分の人件費を削っております。理由としましては、今ほど質問にもありました複式学級の解消による加配講師を予定しておりましたが、まず県のほうで適切な人材が見つからなかったということと、あと町のほうでもいろいろ検討したのですが、そちらにおいても適切な人材が見当たらなかったということで、当初3名を予定していたものが1名になった。なおかつその1名に関しまして、1日7時間労働という中身で雇用を予定していたのですが、この方が7時間から半日の4時間に勤務体系が変更になった。この辺が影響しまして、約2.5名分の人件費の減となっております。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） もう一点は、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 7番、佐藤盛雄議員の戸籍改修についての質問についてお答えいたします。

今回の改修については、マイナンバーカードをお持ちの方が外国のほうに移るといふときに住民票がなくなるということで使えなくなるということで、戸籍と結びつけて、そのマイナンバーカードが使えるようにするという改修でございます。その辺なので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 今の答弁で7番、いいですか、佐藤盛雄君。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほど説明あったとおりで教育委員会の関係の2.5名分の減ということでいろいろ申されましたが、複式学級での加配、これが実際に1名の加配しかできない。だから、これで現状の学校運営に対してそれは問題がないのかどうか。1名の方も

7時間から4時間に時間短縮してということで、現場では問題になっていないのか、問題が起こらないのか、その辺。

それから、今後必要であるならば、その不足分をやっぱり早急に補填しなければならない、それを考えているのかどうか。

それから、戸籍の住民票の関係、外国に行った場合にはマイナンバーカード、これから住民票が取れない。こんな該当する人って下郷に何人かいるのですか。

それから、マイナンバーカードとリンクして、例えばコンビニとか何かから取るシステム、これも一緒に入っているのです。だから、それで問題ないのかどうか。今後保険証も一体化してマイナンバーにするということで、不具合が生じていろんな問題も起こっております。そういった問題が今後起きないようなシステムにできるのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず、最初は教育委員会です。教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、複式でございますが、現在檜原小学校、それに江川小学校のほうに2つということで複式学級は3つございます。その中で、まず2学年を合わせて16名という場合には、複式解消加配ということで県のほうから0.5名ということで4時間分の配当をいただいております。それに対して町のほうでは先ほど申し上げましたが、4時間分補填をしまして、1日勤務していただくという形になっております。

なお、江川小学校のもう一つと檜原小学校の1つの複式学級については、人数が非常に少ないということでございます。それで、県のほうでは加配措置はないということになっております。

ただ、町としましては、少しでも子供たちのために加配をと、こう考えていたわけでございます。ところが、先ほど申し上げましたが、教員不足ということで教育事務所のほうにも先生の講師の発掘ということでお願いをしていたところでございますが、事務所のほうでも適当な方が、講師が見つからないというのが現状であるということで、今年度につきましては少人数の江川小1つと檜原小の1つの複式学級は、従来1人の先生が担当して行うということで実施せざるを得ないということでございます。できれば講師の方が見つければ、少しでも町としては補填をしていきたいというところでございますが、それがかなわないということでもあります。

なお、付け加えますが、実は下郷中学校のほうには県のほうで1名の加配ということで計画されていたのですが、これまた教員が見つからないということで見切り発車をしている。また、南会津町内でも複式の加配さえ見つからないというような実態があるということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問についてご説明いたします。

今回の改修については、コンビニとの連携は関係ございません。町として、今のところコンビニとはまだ契約しておりませんので、コンビニでは取れておりません。

また、海外に行った人がいるのかということなのですが、その件に関しては、今のところいないと私は認識しております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。

基本的には、先ほど議案の説明の中で人事異動による、要するに予算の増減額ということで、一括して、ほかの部分もありますが、今ほど教育長から説明を受けた内容というのは、私が聞かなければ内容的にはみんな把握できないのです。ですから、こういうときに大きな予算で重要な案件であれば、予算の説明の中できちっとやっぱりやるべきだと思うのです。その辺議長からも今後そういうことがないような指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

- 議長（小玉智和君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情については、6月15日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書及び議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件が提出されております。この件につきましては、去る6月6日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

（資料配付）

- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

- 議長（小玉智和君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

- 総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和5年6月12日。件名、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和5年6月15日。出席委員は、玉川邦夫君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私でありました。欠席委員は佐藤勤君であります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和5年度下郷町議会6月会議の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。(午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員